

鹿島中学校タブレット端末（ipad）使用規程

1.1 タブレット端末の扱いと管理について

タブレット端末は、校内および家庭において学習ツールとしての使用しか認めず、文具と同様、自己責任（機器トラブルや破損時の補償を含む）で管理するものとし、以下の条件下において使用を認める。

1.2 運用について

タブレット端末の使用は学習活動を目的とし、他人に迷惑をかけることがあってはならない。教員の許可がある場合のみ、適切な学習ツールとして使用できる。

1.3 使用停止について

次に記す不適切な使用、又は 2.1 重要禁止事項に触れる行為が認められたとき、一定期間の使用停止の措置をとることがある。加えて、特別指導の対象となることもある。

- ・ 公序良俗、法令に違反する行為を目的とした利用 ・ 犯罪行為に結びつく利用
- ・ 他人の知的所有権や著作権を侵害する行為 ・ 他人の財産やプライバシーを侵害する行為
- ・ 他人に不利益を与える行為 ・ 他人を誹謗中傷する行為
- ・ その他本校が不適切と認める行為

2. 遵守事項

2.1 基本運用

- (1) 使用は教員の許可を必要とする。
 - (2) 他の人と貸し借りをしてはいけない。
 - (3) 他の人のアカウントやパスワードを使用してはいけない。
 - (4) 教室または家庭内での使用を原則とする。
 - (5) 保管・充電は決められた場所でおこなう。
 - (6) 次に挙げる障害・事故等が発生した時は、ただちに担任まで報告すること。
 - ・ タブレット端末（ipad）を毀損、紛失した時、又は盗難の被害にあったとき。
 - ・ パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき。
 - ・ タブレット端末（ipad）が正常に動作しなくなったとき。
- ※故意による破損・故障等が起きた場合には、修理費用は保護者負担となる場合がある。
- ・ データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、又は、それらの恐れのある事実を発見したとき。

2.2 アプリケーション

- ・ 学習に必要な以外のアプリケーションは、一切使用してはいけない。

2.3 重要禁止事項

- (1) 倫理的な常識に反することや乱暴な言葉を使ってはいけない。万一、被害を受けた者は速やかに担任に申し出ること。
- (2) 無断での撮影や記録（授業後の板書を含む）を禁止する。
- (3) トイレや更衣室等のプライバシー性の高い場所に持ち込むことを禁止する。
- (4) 学習活動の妨害となる行為の一切を禁止する。
- (5) 信頼できるW i - F i 以外への接続
- (6) I D、パスワード及びパスコードの変更及び漏洩
- (7) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- (8) 個人のクレジットカード情報や個人情報の入力
- (9) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
- (10) 不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- (11) ソーシャル・ネットワーキング・サービス（S N S）の利用
- (12) 学习上必要のあるサイト以外の閲覧
- (13) アプリ課金
- (14) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

*利用規程の改廃について

- ・今後、必要に応じて随時改廃を進めていくものとする。

